



2023年5月12日

各 位

会社名 エスケー化研株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 実広
(コード番号 4628 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経理部長 竹内 正博
(TEL. 072-621-7720)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月開催予定の第67期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2023年2月10日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第67期定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月29日(予定)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第5条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>11</u>名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によつて、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p> <p>第 29 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第 31 条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。 <u>(監査役の員数)</u> 第 32 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第 33 条 <u>監査役は、株主総会の決議によつて選任する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によつて、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第 26 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によつて<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置) 第 32 条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。 (削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(常勤監査役) <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の任期) <u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知) <u>第36条 監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人に設置) <u>第40条 (条文省略)</u></p>	<p>(会計監査人の設置) <u>第35条 (現行どおり)</u></p>
<p><u>第41条～第42条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第36条～第37条 (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等) <u>第 43 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第 44 条</u>～<u>第 47 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(会計監査人の報酬等) <u>第 38 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第 39 条</u>～<u>第 42 条</u> (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>1. 当社は、第 67 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 第 67 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>